

学童保育クラブ 寡婦（夫）控除のみなし適用申告書

年 月 日

みなし適用を受ける方

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

子の名前 _____

クラブ名 _____ 学童保育クラブ

育成料の算定の際に、寡婦（夫）控除のみなし適用を受けたいので、申告します。

なお、この申請事項について、市が公簿等により確認することに同意します。また、内容に虚偽があった場合、寡婦（夫）控除のみなし適用の取り消し、申告において適用された育成料の減額分等の全額を返還することに同意します。

私は、所得を計算する対象となる12月31日時点において、次の①から③のいずれかに該当いたします。

- ① 婚姻したことがなく、現在も婚姻状態（事実婚含む）にない母であり、生計を同じくする20歳未満の子がいる人。
- ② ①であり、かつ20歳未満の子を税法上扶養しており、合計所得が500万円以下の人。
- ③ 婚姻したことがなく、現在も婚姻状態（事実婚含む）にない父であり、生計を同じくする20歳未満の子がおり、合計所得金額が500万円以下の人。

※この場合の子は、総所得金額等38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限ります。

添付書類

① みなし適用を申請する方の【戸籍全部事項証明書】

※1・現在育成料が9000円のままで、の減免の申請をされていない方は、別途【学童保育クラブ育成料減免申請書（第7号様式）】も提出してください。

※2・公簿等で確認できない場合は、【世帯全員の住民票の写し】を別途お願いする場合があります。

【注意事項】

- ・生活保護受給者、非課税の方は対象外です。
- ・みなしで寡婦（夫）控除を適用しても、所得の状況によって、育成料の減額が変わらない場合もあります。